

○久留米市つながり届く市民活動推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な支障や困りごと、新たな課題（以下「課題等」という。）が発生し、または深刻化している状況を踏まえ、当該課題等の解決または軽減を図るための活動を予算の範囲内において補助することを通じ、市民公益活動団体等と市民間のつながりを深め、連携を進めるための、久留米市つながり届く市民活動推進補助金を交付することに関して、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、久留米市市民活動を進める条例（平成23年久留米市条例第32号）第3条及び規則第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) フードバンク 事業者、一般家庭等から食糧の提供を受け、それを必要とする人や団体に対し、直接提供する活動
- (2) フードドライブ 事業者、一般家庭等で食糧を持ち寄り、それを必要とする人や団体に対し、フードバンクなどを通じて寄付する活動
- (3) 集める活動 事業者、一般家庭等にある食糧を集める活動
- (4) 仕分ける活動 集めた食糧を種類や賞味期限に応じて区分し、保管する活動
- (5) 配る活動 当事者や世帯の状況把握に努めながら保管された食糧を無償で配る活動

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 名簿及び規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (2) 5名以上の構成員を有すること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、市内において活動する団体・組織であること。
- (4) 団体の代表者が18歳以上であること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団、又は暴力団の構成員の統制の下にある団体でないこと。

(補助対象活動)

第4条 補助対象活動は、フードバンクやフードドライブなど、食糧を届けるための活動とし、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 集める活動、仕分ける活動、配る活動の単独又はいずれかを組み合わせた活動の場合は、当事者や世帯に支援が届くよう連携する団体との役割分担を確実に行うこと。
- (2) 基本的に市内で行われる活動であること。
- (3) 常に活動を必要とする人や団体の拡大に努める活動であること。
- (4) 市民が活動に参加すること。
- (5) 法律、条例等に抵触しない活動であること。
- (6) 宗教、政治、又は営利活動を目的としない活動であること。

2 補助金交付の対象となる活動及び補助額は、別表第1に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助上限等)

第5条 補助対象経費及び補助上限等は、別表第2に定めるところによる。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、補助金交付申請書(規則第1号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) フードバンク・フードドライブ活動計画書(第1号様式)
- (2) 活動に係る収支計画書(第2号様式)
- (3) 団体調書(第3号様式)
- (4) 団体・組織の規約

(補助金の交付申請の限度)

第7条 同一の補助対象者における補助金の交付申請は、1会計年度につき1回を限度とする。

(実績の報告)

第8条 規則第15条の規定による活動の実績の報告は、実績報告書(規則第10号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) フードバンク・フードドライブ活動報告書(第4号様式)
- (2) 活動に係る収支決算書(第2号様式)
- (3) 活動従事者名簿(第5号様式)
- (4) 収支に係る証拠書類(領収書等又はその写し)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象活動

対象活動	補助金額
集める活動	1万円以上20万円以下
仕分ける活動	1万円以上40万円以下
配る活動	1万円以上40万円以下

備考 各対象活動を組み合わせた場合の補助金額は、その合計額とする。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費及び補助上限等

補助対象経費	内容	補助上限等	補助率
報償費	外部講師等への謝礼、謝金等	・謝礼の上限額は1回あたり5万円/人・団体で最高30万円まで	100%以内
旅費	講師、出演者等への交通費及び宿泊費並びに活動者の費用弁償	・上限額は5万円/人で最高30万円まで ・活動に従事した者への費用弁償の上限額は1,000円/人・日で最高30万円まで	
消耗品費・原材料費	文具等の事業実施に必要な消耗品費、活動に直接必要な原材料費		
燃料・光熱水費	作業等に必要な機材の燃料費及び光熱水費		
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費	・上限額は30万円	
通信費	活動の実施、連絡等の郵便等通信費		
手数料	サービス提供を受けたことへの対価		

保険料	活動の実施に係る保険料		
委託料	専門的な技術又は知識への委託料		
使用料及び賃借料	会場使用料、車両、機械等の借上料	・ 上限額はそれぞれ5万円／日	
備品購入費	作業等に必要な機材、備品等の購入費及び修繕費	・ 上限額は5万円/品（事業に必要最低限の数量のみ） ・ パソコン、プリンター、プロジェクター、タブレット端末等のOA機器は単価に関わらず備品とみなし補助率50%	100%以内（ただし、パソコン等のOA機器の購入費及び修繕費については、50%）

(第1号様式)

フードバンク・フードドライブ活動計画書

1. 活動概要

活動区分	<input type="checkbox"/> 集める活動	<input type="checkbox"/> 仕分ける活動	<input type="checkbox"/> 配る活動
活動場所・拠点・保管場所			
活動予定期間	年 月 日～	年 月 日	

2. 活動内容

実施時期 (頻度・日程など)	実施活動	実施場所 (仕分け・提供先)	予定人数 延べ人数	
			活動従事者	提供人数
			人	人
			人	人
			人	人
			人	人

3. この活動をきっかけとして目指すつながり

--

4. 連携・協力を予定している機関・団体・企業の名称とその内容

※すべての活動を通じて実施する場合は、記入不要です。

--

(第2号様式)

収 支 { 計 画 } 書
 { 決 算 }

(収入)

項 目	予算額/決算額	備 考
市補助金		
協賛・寄付・助成金		
団体負担金		
合 計		

(支出)

項 目	予算額/決算額	補助対象額	積算等内訳	備 考
報償費				
旅費				
活動者の費用弁償			__人×__回×____円	
消耗品費・原材料費				
燃料・光熱水費				
印刷製本費				
通信費				
手数料				
保険料				
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
合 計				

(第3号様式)

団 体 調 書

団体の名称		所在地	(TEL)		
設立年月日 (活動開始日)	年 月 日	代表者名			
会員数	人	設立の趣旨			
組 織	役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住所
		()		大・昭・平 年 月 日	
		()		大・昭・平 年 月 日	
		()		大・昭・平 年 月 日	
		()		大・昭・平 年 月 日	
		()		大・昭・平 年 月 日	
		()		大・昭・平 年 月 日	
		()		大・昭・平 年 月 日	
書類の送付先	<input type="checkbox"/> 書類の送付を事務担当者宛に希望する (<input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください)				
事務担当者 連絡先	住所	〒 -			
	氏名				
	電話番号		FAX番号		
	携帯番号				
	E-mail				

※久留米市暴力団排除条例に基づき福岡県警に照会させていただく場合があります。

※「団体調書」は、久留米市の後援申請の手続きにも併用できます。

(第4号様式)

フードバンク・フードドライブ活動報告書

1. 活動概要

活動区分	<input type="checkbox"/> 集める活動	<input type="checkbox"/> 仕分ける活動	<input type="checkbox"/> 配る活動
活動場所・拠点			
活動期間	年 月 日～ 年 月 日		

2. 事業内容

実施時期 (頻度・日程など)	実施活動	実施場所 (仕分け・提供先)	予定人数 延べ人数	
			活動従事者	提供人数
			人	人
			人	人
			人	人
			人	人

3. 活動成果（活動の達成度、活動効果、市や他団体との連携・協力の状況等）

○「活動成果」を記載してください。（この活動をきっかけとしてできたつながりなど。）

○活動の結果、見えてきた課題を記載してください。

○今後、この活動をどのように展開するか記載してください。

(第5号様式)

(団体名：)

活動従事者名簿

活動日	氏名	活動内容 (○を付けてください)	活動場所	金額	受領日/ 受領印
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/
/		配る・仕分ける・集める			/

※1人の活動者に対して、費用弁償とガソリン代の重複支払いはできません。